

函館市母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭等就業・自立支援事業のうち、母子家庭等就業・自立支援センター事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 母子家庭の母および父子家庭の父（配偶者の暴力により親と子で避難している事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む）ならびに寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備や、地域で生活し、継続的生活指導を必要としている母子家庭の母等への支援体制の整備などを総合的に行うことを目的とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、函館市とする。ただし、事業を適正に運営し、および実施することができる社会福祉法人に委託することができる。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、母子家庭の母等とする。

(内容)

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 就業支援事業

ア 就業相談

個々の母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供、事業を経営する上での問題等に対し、適切な助言を行うとともに、就業に係る巡回相談を実施する。

イ 就業促進活動

地域の企業等に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行うなど効果的な就業促進活動を実施する。

ウ 相談関係者の活動支援

相談関係職員に対する情報提供、知識の普及など資質の向上のための研修会の開催、関係機関の職員との相談支援体制の整備を図る。

(2) 就業支援講習会等事業

母子家庭の母等に対し、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就くためのキャリアアップを望む者へ就職準備や離転職に関するセミナーや講習会を開催する。

(3) 就業情報提供事業

母子家庭の母等の希望する就業条件等を登録し、求人情報を適宜提供するとと

もに、インターネット等を活用した情報提供、電子メール相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを実施する。

(4) 養育費等支援事業

母子家庭の母等の養育費確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。また、母子家庭の母等の養育費確保のため、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行の手続きに関する相談や情報提供のほか、講習会などを実施する。

また、就業を継続することができず転職を繰り返す母子家庭の母等へ相談指導等を継続的に行うものとする。

ア 養育費相談については、養育費の取り決め促進のため、養育費相談支援センターと連携を図り実施すること。

イ 養育費相談については、養育費に関する相談の他、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、必要に応じ、法テラス・弁護士会等の紹介を行うこと。

(関係機関等との連携)

第6条 事業を実施するにあたっては、公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子・父子自立支援員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。